

お詫びと訂正のお願い

東京法令出版株式会社

この度は、『11 訂版 最新消防模擬問題全書』をご購読いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本書に誤りがございました。深くお詫び申し上げますとともに、誠にお手数ではございますが、次のとおり訂正していただきますようお願い申し上げます。

【訂正箇所】 96 ページ 問題 15 理由部分

誤	理由 <u>〔前略〕選択肢5の審査請求については、自治事務は原則不可能であるが、法定受託事務は行政不服審査法による審査請求ができる。</u> したがって誤り。
正	理由 <u>〔前略〕選択肢5の審査請求については、自治事務であると法定受託事務であるとを問わず、原則として行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができる。</u> したがって誤り。

【訂正箇所】 105 ページ 問題 28 選択肢1、選択肢3、要点部分

誤	<p>1 <u>臨時の任用又は非常勤の任用の場合は、条件付採用は適用されない。</u></p> <p>3 条件付採用期間は、<u>原則として6か月</u>である。</p> <p>要点 <u>職員の採用は、臨時の任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、全て条件付のものとし、その職員がその職において6か月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとしている。なお、この場合<u>人事委員会等は、条件付採用の期間を1年に至るまで延長する</u>ことができる（地方公務員法第22条第1項）。</u></p>
正	<p>1 全ての一般職の職員の採用は、条件付のものとされている。</p> <p>3 条件付採用期間は、<u>一部の職員についての例外を除いて、原則として6か月</u>である。</p> <p>要点 <u>職員の採用は、</u>全て条件付のものとし、その職員がその職において<u>6か月</u>（会計年度任用職員については<u>1か月</u>）を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとしている。なお、この場合<u>人事委員会等は、人事委員会規則等で、条件付採用の期間を1年に至るまで延長する</u>ことができる（地方公務員法第22条、第22条の2第7項）。</p>